

令和2年9月18日

会議室等利用団体 様

山口県社会福祉会館長

会議室等の貸出条件変更について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議室等の貸出について一部制限を設けながら貸出をおこなっておりましたが、今後の貸出につきましては、9月19日（土）から（当面11月末まで）一定条件のもとで人数制限撤廃となりますのでお知らせします。

詳細につきましては、下記の事項に留意いただきますとともに、事前に参加者の皆様へも周知していただきますよう、御理解、御協力をお願いします。

また、感染拡大防止のための対策は引き続き行っていただきますようよろしく申し上げます。

記

1 人数制限の撤廃に係る条件について

以下の感染防止対策の徹底がおこなわれることが条件となります。

①大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの。

※各種講演会、説明会、各種教室、行政主催イベント等

②消毒の徹底

※主催者側により消毒液の御持参をお願いします。

③マスク着用の担保

※マスクを持参していないものがいた場合、主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。

④参加者の把握

※参加者の連絡先の確実な把握。

⑤密集の回避

※一定期間での換気、参加者の席が密にならないように対応。

（2枚目に続く）

⑥大声を出さないことの担保

※大声を出す方がいた場合、個別に注意、対応等が出来る体制を整備。

⑦開催前後の行動管理

※公共交通機関・飲食店等の分散利用の注意喚起。

なお、これらの条件に合致しない場合には、これまでどおりの人数制限となりますので、御注意ください。

会議室名	制限時 収容可能人数	制限撤廃時 収容可能人数
大ホール	72名以内	144名以内
第1会議室	40名以内	81名以内
第2会議室	27名以内	54名以内
第3会議室	10名以内	20名以内
第4会議室	12名以内	24名以内

※条件等詳細につきましては、以下の資料を御確認ください。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもが主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
- 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**（COCOA）や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
- 密集の回避（入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及び開催前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある会議等については開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、会議等の性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ 開催前後の感染防止の注意喚起

(3) 会議等開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模な講演会等は、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応